



山形県アナログ規制の点検・見直し方針の概要

策定趣旨

本県のデジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするためには、デジタル化の妨げとなるアナログ的な手法を前提とした規制の見直しが重要であることから、規制の点検・見直しを全庁的に推進するための基本的方針として策定する。

点検・見直しの位置付け

「山形県行財政改革推進プラン2021」及び「Yamagata幸せデジタル化構想」において推進することとしている「行政のデジタル化の推進」の一環として取り組む。

推進体制

- ①司令塔：山形県行財政改革推進本部 ②推進部門：働き方改革実現課、DX推進課
③法令審査・支援部門：高等教育政策・学事文書課 ④規制所管部門：各部局等

点検・見直しの範囲・対象

範囲：県で定める条例等(条例、規則、告示、訓令、規程)及び各種要綱・要領等の規定

- 対象：i) 代表的な7項目のアナログ規制(①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、⑥書面掲示、⑦往訪閲覧・縦覧)
ii) FD(フロッピーディスク)等の記録媒体を指定する規制

点検・見直しの進め方

Step1 規制の洗い出し、類型・フェーズの当てはめ(R6.1中に完了)

- ↓
- ・推進部門は、規制の洗い出しのため、「アナログ規制点検リスト」を作成し、規制所管部門に照会する。
 - ・規制所管部門は、リストの精査を行うとともに、規制根拠の分類、類型化、フェーズの区分等を行う。

Step2 推進体制構築、点検・見直し方針の策定(R6.2.13 山形県行財政改革推進本部(本部長:知事)で決定)

- ↓
- ・全庁的な協力体制を構築し、「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定する。

Step3 見直しの検討(R6.3末まで)

- ↓
- ・規制所管部門は、各規制の趣旨・目的も勘案しつつ、見直しの方向性、見直し時期等を定めた見直し工程を検討する。
 - ・推進部門は、規制所管部門の見直し検討結果や工程の妥当性を検討・調整し、全体の見直しの方向性を確定させる。

Step4 見直しの実施(R6年度～)

- ↓
- ・規制所管部門は、確定した見直しの方向性に基づき、デジタル技術の導入検討、条例等の改正、通知等の発出、予算要求等の所要の見直しを行う。

進捗管理

山形県行財政改革推進本部において進捗管理を行い、令和6年度中を目途に一定の見直しを行う。